一一MHz以上二〇MHz未満	八・五デシベル	一八・五デシベル	二八・五デシベル
二〇MHz以上三〇MHz以下	(二)一・五デシベル	八・五デシベル	一八・五デシベル

注一　その設備から三〇メートル、一〇メートル又は三メートルのいずれかの距離において測定を行い、表中の許容値を適用する。ただし、三メートルの距離における許容値は小型設備に対してのみ適用する。

二　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(6)　利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上四七MHz未満	六八デシベル
四七MHz以上六八MHz以下	五〇デシベル
六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	六三デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	七八デシベル
八一・八四八MHz以上八七MHz未満	六三デシベル
八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	六〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	七〇デシベル
一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	六〇デシベル
一五六MHzを超え一七四MHz未満	七四デシベル